

原子力委員会見直しの進め方と目指すべき成果

資料1

現在、原子力委員会が有している機能

平和利用
の担保

長期計画・
方針の策
定

対外説明

技術的
評価

・ ・ ・

※委員会の機能を支える枠組み

- ・審議会組織(8条機関)
- ・有識者による合議制
- ・国会同意人事
- ・総理への勧告権
(・委員長＝国務大臣) 等

第2回
及び
第3回

革新的エネルギー・環境戦略を踏まえた
原子力行政の遂行という観点や我が国
特有の事情などから、それぞれの機能
の必要性を判断

(論点1)「革新的エネルギー・環境戦略」で規定されている以下の内容の
実現に向け、必要とされる機能は何か

- ・原子力に依存しない社会の1日も早い実現を目指す。
- ・原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする。
- ・核不拡散と原子力の平和利用という国際的責務を果たす。
- ・従来の方針に従い再処理事業に取り組む。

(論点2) 我が国は、核燃料サイクル(再処理)を専ら商業利用のため
に国内に保持する唯一の国であること等をどう取り扱うか

革新的エネルギー・環境戦略
を踏まえた原子力行政の遂
行という観点から新たに必要
／不必要と考えられる機能

第4回

それぞれの機能について、当該機能を遂行するための望ましい行政組織の在り方を、①(行政からの)独立性の程度、②構成員の属性、③国会の関与、④国際的な基準との適合性、⑤決定の位置づけ、⑥政策の継続性及び整合性、⑦事務局の体制などを勘案して検討

第5回
以降

上記の検討結果を踏まえつつ、既存の組織に移管する機能、新しい組織で対応すべき機能などを整理し、
選択肢という形で検討し、見直し案をとりまとめ。

政府に報告

エネルギー・環境会議で見直し案を決定したのち、法改正、体制整備などを行う